

令和元年度 さいたま市外部評価委員会（第1回）

次第

日時 令和元年7月8日（月）

9時～

場所 エコ計画浦和ビル3F 西会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 議題
 - (1) 委員長、副委員長及び委員長職務代理者の選出
 - (2) さいたま市外部評価委員会の趣旨・進め方
 - (3) さいたま市総合振興計画の施策体系について
 - (4) 事業に関する意見交換
 - 1) （環境・アメニティ①）地球温暖化対策実行計画の推進
 - 2) （環境・アメニティ②）環境教育・学習推進事業
- 5 閉会

〔 配付資料 〕

- 資料1 さいたま市外部評価委員会設置要綱
資料2 さいたま市外部評価委員会委員名簿
資料3 さいたま市外部評価委員会席次表
資料4 さいたま市外部評価委員会の趣旨・進め方
資料5 さいたま市総合振興計画の施策体系
資料6 『地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現』の施策体系図
資料7 「（環境・アメニティ①）地球温暖化対策実行計画の推進」に関する資料
資料8 「（環境・アメニティ②）環境教育・学習推進事業」に関する資料

資料7・8の内容

－ 1 事業の説明シート － 2 事業評価シート － 3 意見出し用ワークシート

さいたま市外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市総合振興計画後期基本計画実施計画、しあわせ倍増プラン2017、さいたま市成長加速化戦略及びさいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載された施策及び事業に関する進捗度及び成果等について意見を聴取するため、さいたま市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長及び職務代理者)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名により選出する。
- 4 副委員長は、委員会の進行にあたり、委員長を補佐する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、原則として公開とする。

(委員の代理)

第6条 委員長は、委員がやむを得ない事情により委員会に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関・団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が委員会に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

（さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱の廃止）

2 さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱（平成28年6月30日都市戦略本部長決裁）は、廃止する。

（施行日）

1 この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

（施行日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市外部評価委員会 委員等名簿

(五十音順)

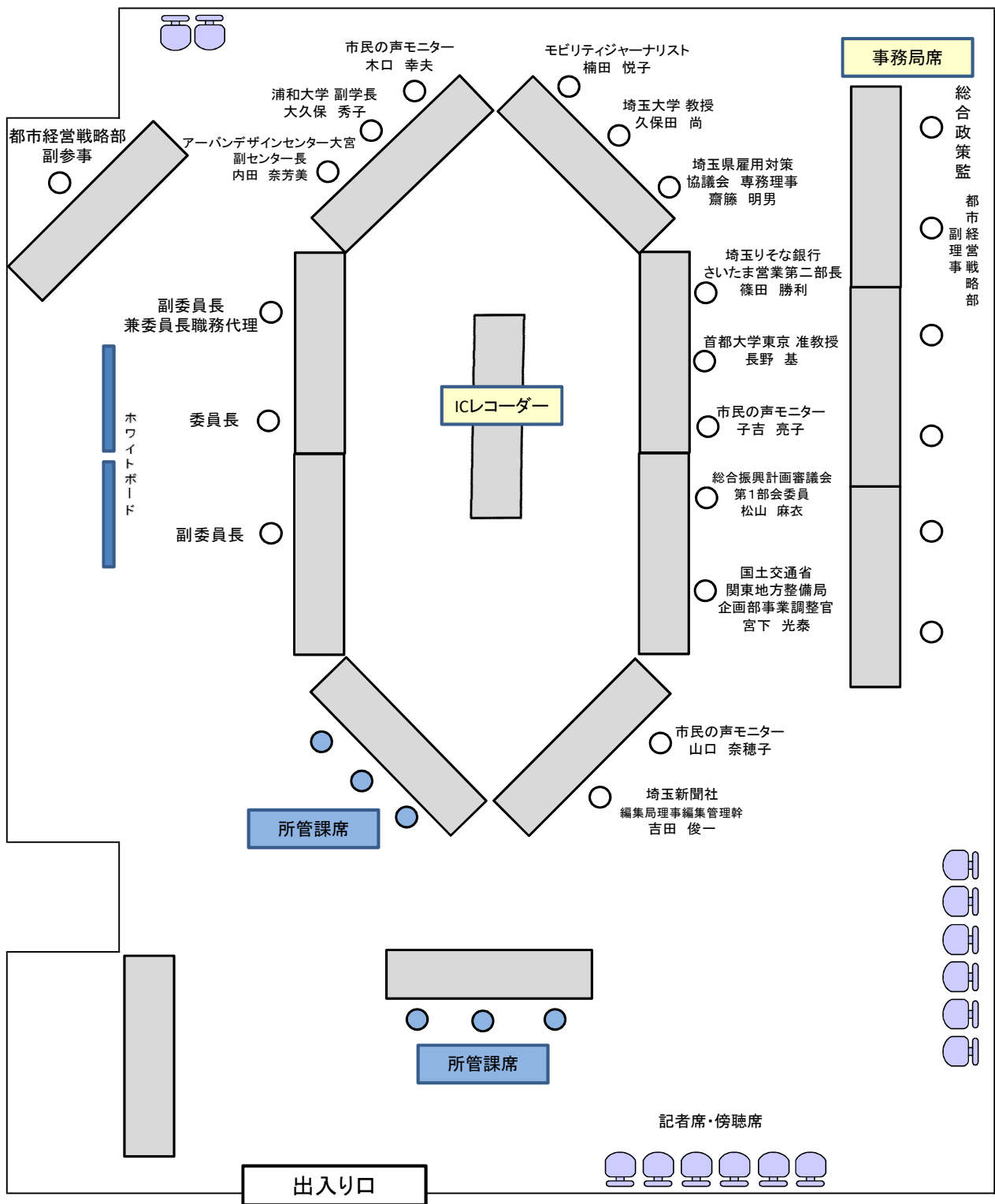
氏名	団体名・職等
内田 奈芳美	アーバンデザインセンター大宮副センター長 (埼玉大学准教授)
大久保 秀子	浦和大学副学長
柏木 恵	キャノングローバル戦略研究所研究主幹
木口 幸夫	市民の声モニター
楠田 悦子	モビリティジャーナリスト
久保田 尚	埼玉大学教授
黒金 英明	さいたま商工会議所事務局長
齋藤 明男	埼玉県雇用対策協議会専務理事
篠田 勝利	株式会社埼玉りそな銀行さいたま営業第二部長
長野 基	首都大学東京准教授
子吉 亮子	市民の声モニター
松山 麻衣	総合振興計画審議会第1部会委員(市民委員)
宮下 光泰	国土交通省関東地方整備局企画部事業調整官
山口 奈穂子	市民の声モニター
吉田 俊一	株式会社埼玉新聞社編集局理事編集管理幹

【事務局】

都市戦略本部	総合政策監	岡 田 暁 人
都市経営戦略部	副参事	大 熊 裕 史
同	主 幹	前 雄 一郎
同	主 査	盛 月 宏
同	主 査	杉 浦 綾
同	主 任	松 尾 真 二

令和元年度さいたま市外部評価委員会 第1回 席次表

資料 3



委員会の趣旨

◆名称

さいたま市外部評価委員会

◆目的

さいたま市の施策及び事業における進捗度及び成果等について意見を聴取すること

◆構成

名簿のとおり(15名)

議題と開催予定

1 委員会の議題

1 事業についての外部評価 ※

※対象事業は、さいたま市の次の4計画に掲載されている事業からピックアップ：
 「さいたま市総合振興計画後期基本計画実施計画」、「しあわせ倍増プラン2017」、
 「さいたま市成長加速化戦略」、「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

2 「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定案についての意見交換

2 開催予定

	日時	内容	テーマ
第1回	7月8日(月) 9時～12時	①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 【事業】地球温暖化対策実行計画の推進 ➤ 【事業】環境教育・学習推進事業
第2回	7月11日(木) 9時～11時30分	①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 【事業】エコ・モビリティ推進事業 ➤ 【事業群】環境・アメニティ分野の事業群
第3回	7月12日(金) 17時30分～21時	①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 【事業】自治会加入促進 ➤ 【事業】市民活動及び協働の推進事業 ➤ 【事業群】交流・コミュニティ分野の事業群
第4回	7月24日(水) 13時～16時	①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 【事業】新たな情報発信媒体を活用した効果的な広報の推進 ➤ 【事業】企業との連携・協定による公共的サービスの充実
第5回	7月26日(金) 15時～18時	①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 【事業】東日本広域連携事業 ➤ 【事業】東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の促進
		②	<ul style="list-style-type: none"> ➤ さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定案についての意見交換

事業と事業群の評価の観点（例）

対象事業（その選定根拠）	外部評価の方法
対象事業 a（進捗の遅れのある成果指標から選定）	事業のコマと事業群のコマを実施
対象事業 b（高品質経営プログラムから選定）	事業のコマのみを実施
対象事業 c（国の交付金を活用している事業）	事業のコマのみを実施

1

事業のコマ

（個別の事業を評価する）

（1事業につき1コマ）

例えば…

- ☑ 事業の目標指標は適切か
- ☑ 事業ターゲットが施策の目指す方向性からずれていないか
- ☑ 事業の進め方は適切か
- ☑ 事業をより良くするための方策（アイデア）はあるか

2

事業群のコマ

（事業群を評価する）

（1事業群につき1コマ）

例えば…

- ☑ 事業の数・内容は適切か
- ☑ 事業の重複はないか
- ☑ 事業群として成果指標の達成へ結びつくか
- ☑ 施策の成果指標を達成するための新たなアプローチはあるか

いずれの場合も、
事業により達成・実現しようとしている
施策の【目指す方向性】や【成果指標】を意識

各コマの進め方（事業のコマ）

- (1) 事業所管課による、対象事業の説明 5分
- (2) 委員から所管課に対する質疑（事実確認） 5分
- (3) 問題点と解決案について、意見の書き出し
 - 1) 問題点についての意見出し 15分
付箋記入→発表→まとめ（意見のグループ分け）
 - 2) 解決策についての意見出し 15分
付箋記入→発表→まとめ（意見のグループ分け）
- (4) 出された意見についての意見交換・まとめ 20分

1 外部評価の実施（委員会開催）

- 対象事業
 - a 進捗の遅れが見られる「成果指標」に関連する事業・事業群（第1回～第3回）
 - b 高品質経営プログラムに位置付けられている事業（第4回）
 - c 国の地方創生推進交付金を活用している事業（第5回）
- 個別の事業を評価する『事業のコマ』と、事業群を評価する『事業群のコマ』を実施

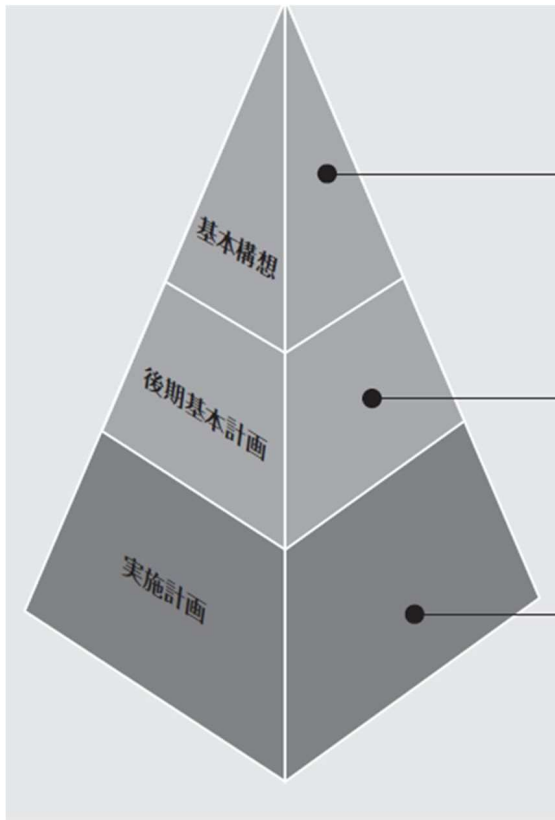
2 報告書の作成（事務局とりまとめ）

委員会の意見を外部評価の結果として報告書にとりまとめ

3 事業改善や計画見直し

さいたま市総合振興計画の施策体系

さいたま市総合振興計画の施策体系①

**基本構想**

まちづくりの基本的な**理念**、**目指すべき将来都市像**や行政施策の大綱を示すもの。目標年次は、令和2年度（2020年度）。

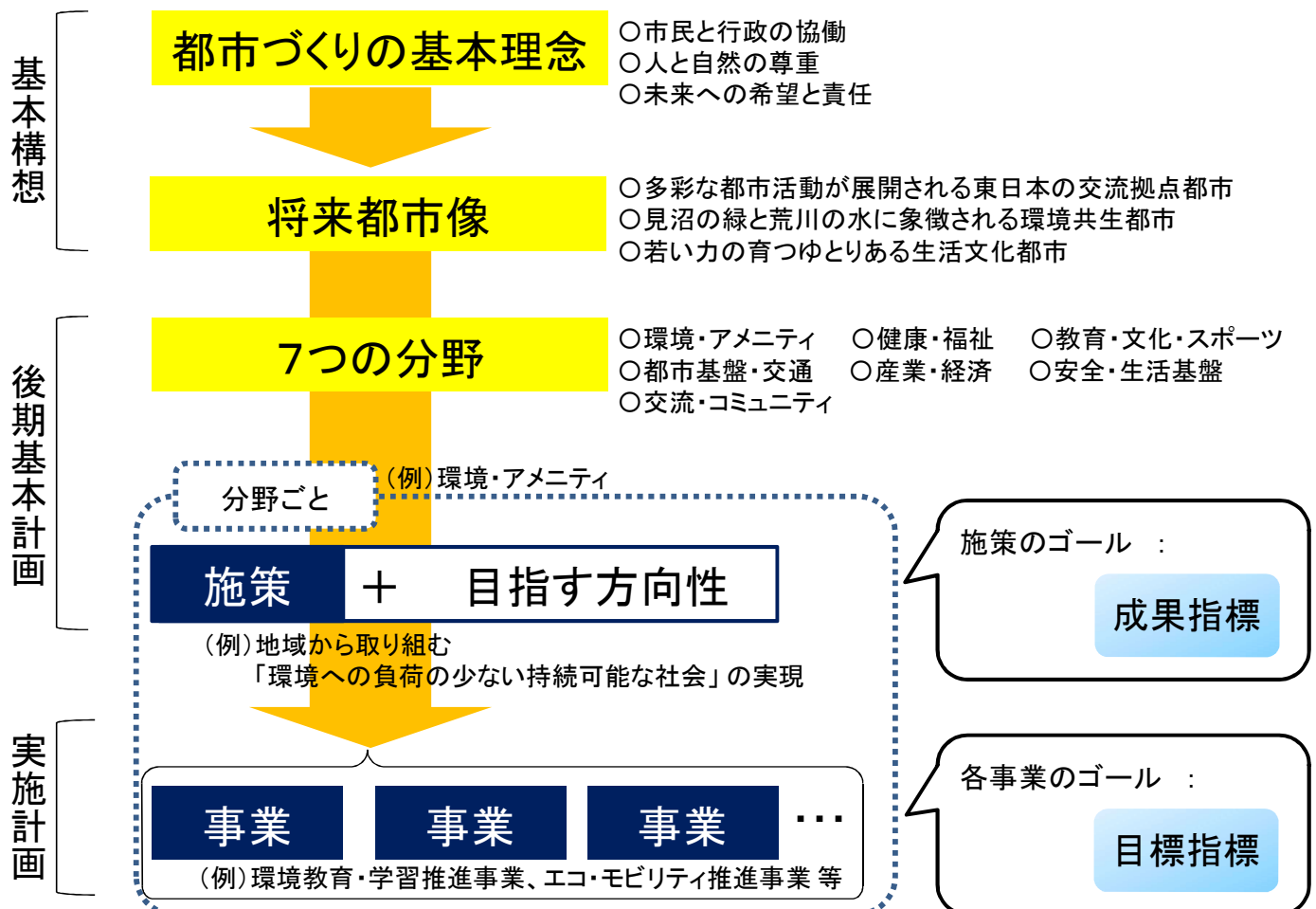
後期基本計画

基本構想に基づき、各行政分野における**施策**を総合的、体系的に示すもの。計画期間は平成26年度（2014年度）～令和2年度（2020年度）までの7年間。

実施計画

基本計画に定められた施策を展開するため、個別の実施計画**事業**を定めるもの。計画期間は平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度）までの3年間。

さいたま市総合振興計画の施策体系②



① 事業についての外部評価 **さいたま市総合振興計画の7つの分野と施策一覧**

7つの分野	施策
環境・アメニティ	①地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現 ②ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造 ③人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造
健康・福祉	①子育てしやすい都市の実現 ②高齢となっても暮らしやすい都市の実現 ③誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現 ④心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現
教育・文化・スポーツ	①希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成 ②生涯を通じた学びの充実とその成果の活用 ③健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現 ④生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造
都市基盤・交通	①低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成 ②にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成 ③暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築
産業・経済	①活力ある地域産業を育てる環境の整備 ②さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造 ③地域経済を支える人材の育成と就労支援
安全・生活基盤	①災害に強い都市の構築 ②交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成 ③安全・安心な生活基盤づくり
交流・コミュニティ	①人権尊重社会の実現 ②ふれあいのある地域社会の形成と活性化 ③多文化共生・世界に開かれた都市づくり

さいたま市外部評価委員会の対象(4つの計画)



くさいたま市外部評価委員会（第1回・第2回） > 環境・アメニティの分野『地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現』施策体系図

◇進捗の遅れの見られる成果指標「市民一人当たりの温室効果ガス排出量」に関連する3事業を、評価対象とする。

施策の背景	<ul style="list-style-type: none"> ●環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、本市が第一に取り組むべき課題として、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化の問題があります。地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち大部分を占める二酸化炭素については、本市では運輸部門や民生家庭部門、民生業務部門からの排出割合が大きいことから、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の抑制のため、それぞれの役割と責任を意欲的に果たしていくことが大切です。 ●環境の保全と創造により良好な生活環境を確保するためには、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面で環境に配慮するとともに、環境教育への取組、各主体の環境保全活動、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●また、節電等の省エネルギー化の推進や太陽光など再生可能エネルギー等の導入促進、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーのさらなる活用など、新たなエネルギー政策に係る取組の推進も重要な課題となっています。 ●特に、平成23（2011）年12月に国から指定を受けた、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」を活用し、都市の低炭素化、エネルギーセキュリティの確保等、先駆的な取組を推進する必要があります。
--------------	--	---

施策	地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現
目指す方向性	誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。

成果指標	★市民一人当たりの温室効果ガス排出量			エネルギースマート活用率			節電・省エネなど、ライフスタイルの転換につながる行動を実践している市民の割合		
	平成25年度	平成30年度	令和2年度目標	平成25年度	平成30年度	令和2年度目標	平成25年度	平成30年度	令和2年度目標
	4.07t-CO ₂ (H21)	4.05t-CO ₂ (H28)	3.13t-CO ₂	2.2% (H21)	14.3% (H28)	20%	90.7%	86.1%	90.7%以上

評価対象の事業

<p>事業① 地球温暖化対策実行計画の推進 達成度 B</p> <p>「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」に基づき、市域及び市有施設の温室効果ガス排出量を削減するために、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー化の推進、地球温暖化防止キャンペーンなどの普及啓発を行います。</p> <p>また、一定規模以上の事業者に対して、環境負荷の現況報告及び提言計画の提出を求めるとともに、事業者からの相談に応じ、指導を行います。</p> <p>目標指標 環境負荷低減計画提出者数</p>	<p>事業② 環境教育・学習推進事業 達成度 B</p> <p>市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の保全や創造につながる行動を自主的かつ意欲的に実践するために、環境保全標語・ポスター作品コンクールの開催、さいたまこどもエコ検定の実施、環境教育拠点施設(ごみ焼却施設、リサイクル施設等)によるネットワークの拡充など、環境教育・学習を推進します。</p> <p>目標指標 環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数 さいたまこどもエコ検定実施児童数</p>	<p>事業③ エコ・モビリティ推進事業 達成度 A</p> <p>自動車等による大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減のために、「さいたま市交通環境プラン」に基づき、関係団体や事業者と連携し、自動車から公共交通機関等への転換を促進するモビリティマネジメントや環境にやさしい運転であるエコドライブを推進します。</p> <p>目標指標 エコドライブ等の啓発事業の開催回数</p>
---	--	---

その他の事業

<p>事業 環境コミュニケーション推進事業</p> <p>市民、事業者、行政が連携・協力し、環境保全に取り組むために、事業者が実施している環境負荷低減活動や環境保全対策などについて、市民や行政との対話を通じて、関係者が正確な情報を共有することで、相互理解を深め、信頼関係の構築を図る「環境コミュニケーション」を推進します。</p>	<p>事業 空き家等対策事業</p> <p>空き家等の増加が懸念される中において将来的な空き家等の増加を抑制し、市民の良好な生活環境を確保するため、「さいたま市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の発生予防や適正管理、利活用の促進、管理不全な空き家等の解消などに取り組みます。今後、空き家等に関する相談は、近隣住民によるもののほか、空き家所有者等からの財産管理や相続に関する相談なども増加し、内容が複雑化することが予想されることから、専門団体等との連携を進め、様々な相談に対応する体制を整備します。また、空き家等をめぐる問題やその防止策等について広く市民に周知・啓発するため、セミナーや相談会等を開催します。</p>	<p>事業 ハイパーエネルギーステーション等の市内拡大</p> <p>省エネ・低炭素なまちづくりを推進し、暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する「環境未来都市」を実現するために、住宅・民間施設・公共施設に、太陽光パネルや蓄電池等を設置し、災害時にも継続してエネルギー供給のできるハイパーエネルギーステーション(HES)の「B(民間との協働、公共施設の活用)」、「C(電気外部給電を可能とする住宅、事務所と協定を締結)」及び「V(次世代バスからVtoXによる電気供給)」を整備します。</p>	<p>事業 総合特区事業の推進</p> <p>暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する「環境未来都市」を実現するために、国から地域指定を受けた「次世代自動車・スマートエネルギー特区」事業として、(仮称)さいたま版グリーンニューディール事業の展開、(仮称)レジリエンス住宅認証制度の創設、スマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区コンセプトの市内展開及び新しい低炭素型パーソナルモビリティの社会実装を実施します。</p>	<p>事業 E-KIZUNA Projectの推進</p> <p>運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減し、持続可能な低炭素社会を実現するために、市民、事業者、大学、国などと連携して、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCEV)、天然ガス自動車(NGV)などの次世代自動車を普及させる上での課題の解決に向け、「充電セーフティネットの構築」「需要創出とインセンティブ付与」「地域密着型の啓発活動」の3つの取り組みを実施し、次世代自動車の普及を図ります。</p>
--	---	---	---	--

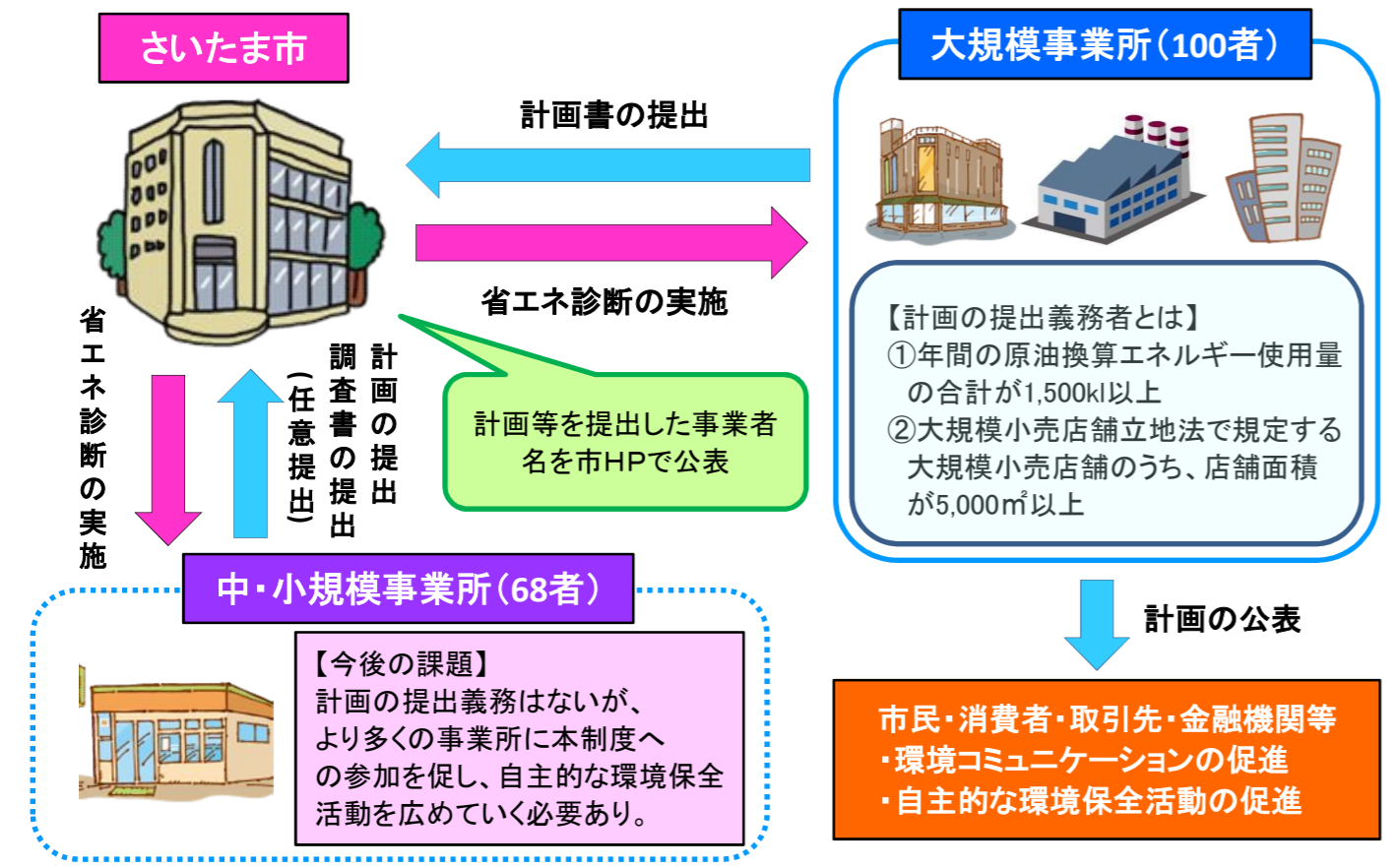
1 事業概要（背景・目的・事業費）

- 〔背景〕
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の定めにより、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、市域及び市役所の事業活動における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行っている。
 - 本市における部門別温室効果ガス排出量割合（平成28年度推計値）は、民生業務部門が27.4%、民生家庭部門が26.3%、運輸部門が23.1%、産業部門が18.1%の順となっており、工場やオフィス等の事業所系（民生業務部門・産業部門）が45.5%を占めることから、事業者への働きかけが重要となる。
- 〔目的〕
- 「実行計画（区域施策編）」では、事業者向けの施策の一つとして、環境負荷低減計画制度を実施しており、事業者の自主的な環境保全活動を促すことで、本市における民生業務部門及び産業部門への温暖化対策を推進している。
 - 「実行計画（事務事業編）」では、市内でも大規模な温室効果ガス排出事業者である市役所自らが率先して、全職員及び全公共施設が一丸となった省エネ・節電等を実施している。
- 〔事業費〕
- 118,507千円（うち特定財源：10,603千円）

2 事業イメージ

さいたま市環境負荷低減計画制度の概要

※「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく計画制度



3 具体的な事業内容

- 環境への負荷が相当程度大きい事業者に対し、環境負荷低減計画書の提出及び公表を義務付け、事業者の自主的な環境保全活動を促すとともに、昨年度と比較しエネルギー使用量が増加した事業者を中心に省エネ診断を実施し、今後の環境保全活動に係るアドバイスをを行う。
- 環境負荷低減計画書の提出義務のない中・小規模の事業者に対し、エネルギー使用量調査を実施し、本計画制度への参加を促すとともに、同様に省エネ診断を実施し、アドバイスをを行う。

4 事業の結果

- 目標指標とする環境負荷低減計画提出者数について、目標158件に対し、168件（うち提出義務者100件）の提出を得た。
- 省エネ診断について、提出義務者に対し4件、エネルギー使用量調査書の提出者に対し3件、計7件実施した。その結果を診断報告書としてまとめ、今後の環境保全活動に係るアドバイスをを行った。

5 内部評価（成果指標への貢献度等）

- 〔成果指標への貢献度〕
- 成果指標である「市民一人あたりの温室効果ガス排出量」は、平成30年度公表値（平成28年度実績）において、前年度比3.5%の削減となった。
 - 環境負荷低減計画提出者数は前年度比で13件増加し、より多くの事業者が環境保全活動を通じ、温室効果ガス排出量の削減に取り組んだことから、成果指標へ貢献していると考えられる。
- 〔事業の執行過程で判明した課題〕
- 環境への負荷が大きい事業者向けの制度のため、民生業務部門・産業部門における波及効果は限定的であり、今後、中・小規模事業者向けに同様の自主的な環境保全活動を広めていくかが課題となる。
- ※参考：さいたま市の事業所数 41,330事業所（平成30年版さいたま市統計書）

6 今後の方向性

- 各事業者が実施している省エネ設備の導入や従業員への意識啓発等、先進的な環境保全活動について市HP等にて広報を行い、他の事業者に波及していくよう働きかけを行っていく。
- 計画の提出義務のない中・小規模事業者に対し、事業者向けの研修会等を通じ、本制度に参加することの有用性を説明し、民生業務部門・産業部門のさらなる温室効果ガス排出量削減を目指す。

基本情報									
事業コード・事業名	総振	1101	地球温暖化対策実行計画の推進						
関連計画コード	倍増	—	成長	—	総合戦略	41102	KPI有	再掲	—

施策情報				
分野・節	環境・アメニティの分野	地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現		
目指す方向性	誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。			
成果指標	指標項目	平成25年度	平成30年度	令和2年度(目標)
	市民一人あたりの温室効果ガス排出量	4.07t-CO2 (H21)	4.05t-CO2 (H28)	3.13t-CO2
	エネルギースマート活用率	2.2% (H21)	14.3% (H28)	20%
施策展開	環境負荷の少ないまちづくり			
	再生可能エネルギー等の導入促進			

Plan(計画)					
事業課 (左上欄:とりまとめ課)	環境創造政策課	—	—	—	
事業の対象	市民、事業者及び市				
事業の目的	「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」に基づき、市域及び市有施設の温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を推進します。				
事業の内容	再生可能エネルギー等の導入促進、省エネルギー化の推進及び環境負荷低減計画制度等を実施します。				
平成30年度の取組内容 (計画時点)	①「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」の進行管理 ②ライフスタイルキャンペーンの実施 ③環境負荷低減計画制度の実施				
平成30年度事業費 (単位:円)	当初予算額(円)【前年度繰越額を含む】	割合	決算額(円)【翌年度繰越額を除く】	割合	
	124,911,000	100%	118,506,400	100%	
財源内訳	一般財源	114,308,000	91.5%	107,902,900	91.1%
	国・県支出金		0.0%		0.0%
	地方債		0.0%		0.0%
	その他特定財源	10,603,000	8.5%	10,603,500	8.9%
事業に関連する民間資金	—				

Do(結果)						
事業の達成度	B	平成30年度の取組実績 (未達成の取組含む)	【実績】「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」に基づいた各施策の推進、ライフスタイルキャンペーン、環境負荷低減計画制度等を実施しました。 【未達成】なし			
事業としての目標指標	達成度	分類	平成29年度(参考)	平成30年度(評価年度)	令和元年度	令和2年度
① 環境負荷低減計画提出者数	B+	目標		158件	161件	165件
		実績	155件	168件		
総合戦略KPI	改定情報		平成30年度目標指標上方修正	平成30年度目標指標上方修正	平成30年度目標指標上方修正	平成30年度目標指標上方修正

Check(評価)			
事業を取り巻く外部要因の変化	定量的変化	国では、地球温暖化対策計画を策定し、2030年度に2013年度比で26%、2050年までに80%の温室効果ガスの排出量削減を目標としています。	
	定性的変化	近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑や集中豪雨等、かつて経験したことのない気候変動の影響が生じています。	
前年度に計画したAction(改善)に対する取組結果	計画内容	環境負荷低減計画制度において、任意事業者向けのエネルギー使用量調査等を活用し、提出者数を増加させるため、調査対象事業所をリスト化して調査依頼を通知し、他部局が開催する事業者が対象の会合での周知依頼を実施します。	
	取組結果	エネルギー使用量調査等の活用により、提出事業者数が増加しました。	
事業の項目別評価	評価区分	評価理由	
	①成果指標への貢献度	I 貢献している II 一定程度貢献している	成果指標「市民一人あたりの温室効果ガス排出量」は平成30年度公表値(平成28年度実績)において、前年度比3.5%の削減となりました。目標指標としている「環境負荷低減計画提出者数」は前年度比で13件増加し、より多くの事業者が環境保全活動を通じ、温室効果ガス排出量の削減に取り組んだことから、成果指標の向上に貢献しているものと考えています。
	②組織連携・PPP・協働	I 連携している II 取組が不足している	他部局と連携し、地球温暖化対策に係る啓発イベントを商業施設等において4回実施しました。また、市民・事業者・行政が連携して地球温暖化対策に取り組んでいる地球温暖化対策地域協議会において、普及啓発イベントを15回実施しました。
	③効率性	I 取組を行っている II 取組が不足している	環境負荷低減計画制度において実施している事業所の省エネ診断について、平成29年度は5者実施し、1者あたりの委託料は73,440円でした。平成30年度は、より多くの事業所に省エネ診断を実施するため、委託業者と協議し、省エネ診断の実施時期を集中させることで、7者実施することができ、1者あたりの委託料は57,548円となり、費用対効果として1者あたり15,892円圧縮することができました。
	④広報・周知活動等の結果	I アプローチできている II アプローチが不足している	本市のライフスタイルキャンペーンの一環として、省エネ・節電を推進するための広報用ポスターを計2回(夏期及び冬期)作成しました。市民向けには全自治会へ、また、事業者向けには環境負荷低減計画制度の参加企業や外郭団体等へ配布し広報を行いました。
	⑤必要性	I 必要性がある II 必要性が薄まっている	成果指標である「市民一人あたりの温室効果ガス排出量」について、令和2年度目標3.13t-CO2に対し、平成30年度実績が4.05t-CO2となっています。目標を達成するためには、さらなる温室効果ガス排出量の削減対策が求められることから、引き続き、市が計画に掲げる各施策を推進していく必要があります。
	⑥波及効果	I 波及効果がある II 波及効果が弱い	温室効果ガス削減の取組の一つである、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく環境負荷低減計画制度において、義務として計画書を作成し提出している提出義務事業者が100者、提出義務のない提出任意事業者が68者となっており、波及効果としては計画書提出事業者に限定されています。
⑦努力・工夫	I 努力・工夫をした II 取組が不足している	環境負荷低減計画制度への参加事業所を増加させるため、他部局と連携し抽出した中・小規模事業者237者に調査票を送付し、その内61者から提出があり、目標件数158者の達成に寄与しました。また、他課が開催する事業者向けの研修会に1回参加し、環境負荷低減計画制度の説明を行い、本制度への参加を促しました。	

Action(改善)		
改善の方向性と改善内容	改善の方向性	改善内容
	①成果指標への貢献度 ②組織連携・PPP・協働 ③効率性 ④広報・周知活動等の結果 ⑤必要性 ⑥波及効果 ⑦努力・工夫	⑥各事業所で行っている先進的な省エネの取組について、HP等で広報を行い、事業所における省エネ機器の導入や従業員への意識啓発につなげます。
	⑥	改善理由 ⑥現状では、一部の事業者のみが本制度に参加している状況にあり、波及効果が限定的となっています。そのため、本制度に未参加の中・小規模事業者に対し本制度に参加することの有用性を説明し、より多くの事業者の参加を促していく必要があります。

施策	地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現
十 目指す 方向性	誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。

成果指標

市民一人当たりの
温室効果ガス排出量

事業	地球温暖化対策実行計画の推進
-----------	----------------

	① 現状認識	② 目的・対象・目標指標の設定	③ 取組	④ 成果指標への貢献度
事業の プロフィール	<p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の定めにより、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、市域及び市役所の事業活動における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行っている。 ○ 本市における部門別温室効果ガス排出量割合（平成28年度推計値）は、民生業務部門が27.4%、民生家庭部門が26.3%、運輸部門が23.1%、産業部門が18.1%の順となっており、工場やオフィス等の事業所系（民生業務部門・産業部門）が45.5%を占めることから、事業者への働きかけが重要となる。 	<p>〔目的〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」に基づき、市域及び市有施設の温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を推進します。 <p>〔対象〕</p> <p>市民、事業者及び市</p> <p>〔目標指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境負荷低減計画提出者数 	<p>〔具体的な事業内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への負荷が相当程度大きい事業者に対し、環境負荷低減計画書の提出及び公表を義務付け、事業者の自主的な環境保全活動を促すとともに、昨年度と比較しエネルギー使用量が増加した事業者を中心に省エネ診断を実施し、今後の環境保全活動に係るアドバイスをを行う。 ○ 環境負荷低減計画書の提出義務のない中・小規模の事業者に対し、エネルギー使用量調査を実施し、本計画制度への参加を促すとともに、同様に省エネ診断を実施し、アドバイスをを行う。 <p>〔事業の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標指標とする環境負荷低減計画提出者数について、目標158件に対し、168件（うち提出義務者100件）の提出を得た。 ○ 省エネ診断について、提出義務者に対し4件、エネルギー使用量調査書の提出者に対し3件、計7件実施した。その結果を診断報告書としてまとめ、今後の環境保全活動に係るアドバイスをを行った。 	<p>〔成果指標への貢献度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成果指標である「市民一人あたりの温室効果ガス排出量」は、平成30年度公表値（平成28年度実績）において、前年度比3.5%の削減となった。 ○ 環境負荷低減計画提出者数は前年度比で13件増加し、より多くの事業者が環境保全活動を通じ、温室効果ガス排出量の削減に取り組んだことから、成果指標へ貢献していると考えられる。
（観点）→	（現状分析、ニーズ把握）	（事業の方向づけ）	（取組内容、PR、連携・協働、効率化、その他の工夫）	—
問題点				<p>（事業群の回で実施）</p> <p>※個々の事業が成果指標や目指す方向性に向かっているかどうかについては、①～③の枠へ分類</p>
解決策				<p>（事業群の回で実施）</p> <p>※個々の事業が成果指標や目指す方向性に向かっているかどうかについては、①～③の枠へ分類</p>


1 事業概要（背景・目的・事業費）

- 〔背景〕
- 本市環境白書作成に伴い実施しているWEBアンケートでは、環境教育・学習に関する施策への関心度が昨年よりやや低下しており、アンケート開始の平成23年を下回って推移している。
 - 平成30年に環境省が策定した第五次環境基本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）や「パリ協定」の採択を踏まえた内容になっており、地球規模の環境問題は我が国においても大きな課題となっている。
 - 市民、事業者、学校、行政など、すべての主体が連携・協働して、環境教育の推進に取り組んでいくことが重要である。また、より多くの市民が環境への関心を高めるきっかけや、身近な場所で環境学習に取り組むことができる機会を創出し、提供していく必要がある。
- 〔目的〕
- 小中学校における環境教育の活性化を図る。
 - 多くの市民が環境学習に取り組める場を提供する。
- 〔事業費〕
- 1,371千円


2 事業イメージ

小中学校における環境教育の活性化

環境保全標語・ポスター作品コンクールの実施

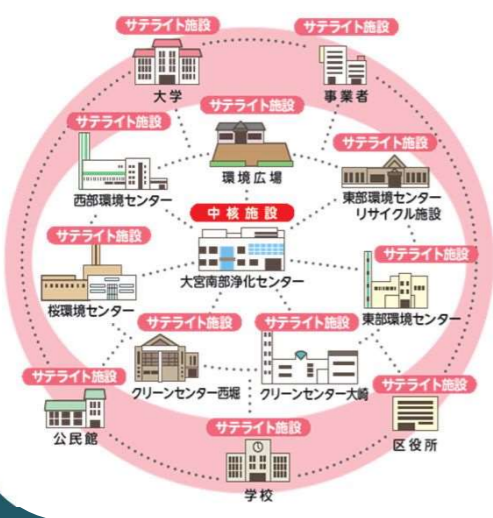


さいたまこどもエコ検定の実施



多くの市民が環境学習に取り組める場の提供

ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITYのネットワーク拡充



○環境教育を行っている施設の登録

【登録施設数 (R1.5時点)】
市有施設10、市内民間施設10

○各施設の環境学習情報を発信

○担当者会議等による連携強化

○各施設で施設見学や学習会、出前講座を実施

○温室効果ガス排出量の削減
○ライフスタイルの転換につながる行動を積極的に実践している市民の増加

3 具体的な事業内容

- 市内の中学2年生を対象に標語を、小学5年生を対象にポスターを募集し、「環境保全標語・ポスター作品コンクール」を実施する。また、入賞者表彰式、入賞作品展示会を開催するとともに、入賞作品集を作成する。
- 子どもたちの環境への関心を高めるとともに、地域への愛着を深めるきっかけをつくるため、各小学校が環境教育等の状況に併せて活用することができる「さいたまこどもエコ検定」を実施する。
- 既存の環境教育資源を有効活用し、多くの市民が環境への関心を持つ機会を提供する「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」のネットワーク拡充を図る。

4 事業の結果

- 「環境保全標語・ポスター作品コンクール」については、標語1,803人、ポスター245人、合計2,048人から応募があった。
- 市立小学校全103校へ「さいたまこどもエコ検定」の実施を呼びかけたことで、38校から申込があり、児童5,452人が検定に取り組んだ。
- 「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」では、市内20施設がそれぞれの特色を活かした施設見学や学習会、出前講座を実施し、総計69,433人が利用した。

5 内部評価（成果指標への貢献度等）

- 〔成果指標への貢献度〕
- 「環境保全標語・ポスター作品コンクール」及び「さいたまこどもエコ検定」を実施したことで、市内の児童・生徒に環境へ関心を持つ機会を提供することができ、成果指標である「ライフスタイルの転換につながる行動を積極的に実践している市民」の増加及び「温室効果ガスの排出量」の削減に貢献した。
- 〔事業の執行過程で判明した課題〕
- 「環境保全標語・ポスター作品コンクール」では、市内小中学校180校あてに応募依頼文を送付したほか、図工・美術、国語担当教員の研修会において周知を行ったが、応募数が伸びなかったため、より効果的な広報・周知活動を検討していく必要がある。
 - 「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」では、施設単独で実施した取組が多かったため、施設間での連携した取組を進めていく必要がある。

6 今後の方向性

- 「環境保全標語・ポスター作品コンクール」及び「さいたまこどもエコ検定」については、より効果的な広報・周知活動として、小中学校への依頼文送付、教科別担当教員の研修会での周知に加えて、小中学校への直接訪問による依頼などを実施することで、応募者数の増加を図る。
- 「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」では、施設間での連携した取組を一層進めていくため、担当者会議を開催するとともに、各施設で実施している「環境教育・学習に関する事業・イベント」情報を施設間で共有していくことで、より多様な環境学習の機会を提供していく。

【環境・アメニティ②】 平成30年度 事業評価シート

基本情報									
事業コード・事業名	総振	1103	環境教育・学習推進事業						
関連計画コード	倍增	—	成長	—	総合戦略	—	—	再掲	—

施策情報				
分野・節	環境・アメニティの分野	地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現		
目指す方向性	誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。			
成果指標	指標項目	平成25年度	平成30年度	令和2年度(目標)
	節電・省エネなど、ライフスタイルの転換につながる行動を積極的に実践している市民の割合	90.7%	86.1%	90.7%以上
成果指標	市民一人あたりの温室効果ガス排出量	4.07t-CO2 (H21)	4.05t-CO2 (H28)	3.13t-CO2
	施策展開	環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進		
施策展開	—			
施策展開	—			

Plan(計画)					
事業課 (左上欄:とりまとめ課)	環境創造政策課	—	—	—	
事業の対象	市民				
事業の目的	・小中学校における環境教育の活性化 ・多くの市民が環境学習に取り組める場の提供				
事業の内容	市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の保全や創造につながる行動を自主的かつ意欲的に実践するために、環境保全標語・ポスター作品コンクールの開催、さいたまこどもエコ検定の実施、環境教育拠点施設(ごみ焼却施設、リサイクル施設等)によるネットワークの拡充など、環境教育・学習を推進します。				
平成30年度の取組内容(計画時点)	市内の中学2年生を対象に標語を、小学5年生を対象にポスターを募集し、入賞者表彰式、入賞作品展示会を開催します。また、各小学校が環境教育等の状況にあわせて活用することができる、「さいたまこどもエコ検定」を実施します。さらに、既存の環境教育資源を有効利用し、多くの市民が環境への関心を持つ機会を提供する「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」のネットワークの拡充を図ります。				
平成30年度事業費(単位:円)	当初予算額(円)【前年度繰越額を含む】	割合	決算額(円)【翌年度繰越額を除く】	割合	
	1,540,000	100%	1,370,775	100%	
財源内訳	一般財源	1,540,000	100.0%	1,370,775	100.0%
	国・県支出金	0	0.0%	0	0.0%
	地方債	0	0.0%	0	0.0%
	その他特定財源	0	0.0%	0	0.0%
事業に関連する民間資金	—				

Do(結果)						
事業の達成度	B	平成30年度の取組実績(未達成の取組含む)	【実績】 ・環境保全標語作品応募者数1,803人、ポスター作品応募者数245人 ・さいたまこどもエコ検定実施児童数5,452人 ・環境教育拠点施設20施設 【未達成】環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数は昨年と比較すると426人減少しており、広報・周知不足が原因と考えています。			
事業としての目標指標	達成度	分類	平成29年度(参考)	平成30年度(評価年度)	令和元年度	令和2年度
① 環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数	C	目標	/	2,500人	2,500人	2,500人
		実績	2,474人	2,048人	/	/
	改定情報	—				
② さいたまこどもエコ検定実施児童数	B	目標	/	5,200人	5,350人	5,500人
		実績	4,813人	5,452人	/	/
	改定情報	—				

Check(評価)			
事業を取り巻く外部要因の変化	定量的変化	平成30年に本市環境白書作成に伴い実施したWEBアンケート(市民1,000人から回答)では、環境教育・学習に関する施策への関心度が昨年よりやや低下しており、アンケート開始の平成23年を下回って推移しています。	
	定性的変化	平成30年に環境省が策定した第五次環境基本計画は、持続可能な開発目標(SDGs)や「パリ協定」の採択を踏まえた内容になっており、地球規模の環境問題は我が国においても大きな課題となっています。	
前年度に計画したAction(改善)に対する取組結果	計画内容	「環境保全標語・ポスター作品コンクール」の応募者数の更なる増加を図るとともに、小学生を対象とした「さいたまこどもエコ検定」を多くの児童に実施してもらうことで、学校向けの環境教育・学習事業の充実を図ります。	
	取組結果	「環境保全標語・ポスター作品コンクール」及び「さいたまこどもエコ検定」について、文書にて学校へ依頼し、教育委員会が実施する研修会等においても周知を行いました。また、「さいたまこどもエコ検定」では、未実施の学校に直接訪問して実施を依頼しました。その結果、本事業の着実な実施につながり、学校向けの環境教育・学習事業の充実を図ることができました。	
事業の項目別評価	評価区分	評価理由	
	①成果指標への貢献度	I 貢献している II 一定程度貢献している	環境保全への行動につなげるためには、環境に関心を持ってもらうことから取り組む必要があり、「環境保全標語・ポスター作品コンクール」(応募者数:2,048人)及び「さいたまこどもエコ検定」(実施児童数:5,452人)を実施したことで、市内の多くの児童・生徒に環境へ関心を持つ機会を提供することができ、成果指標である「ライフスタイルの転換につながる行動を積極的に実践」することに向けた意識付けに貢献していると考えています。
	②組織連携・PPP・協働	I 連携している II 取組が不足している	「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」では、環境教育拠点施設として20施設が参加(うち市内事業者が10施設)しており、市が主催するイベントに参加して連携を図るなど、新たな環境学習の提供に貢献していると考えています。
	③効率性	I 取組を行っている II 取組が不足している	「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」では、市有施設や民間事業者における既存の環境教育資源を活用しており、また、参加する民間事業者に対し費用負担も行っていないことから、費用対効果の高い効率的な事業運営を行っています。
	④広報・周知活動等の結果	I アプローチできている II アプローチが不足している	「環境保全標語・ポスター作品コンクール」では、市内小中学校180校あてに応募依頼文を送付したほか、教育委員会が実施する図工・美術、国語担当教員の研修会等において周知を行いました。が、応募数が前年度から426人減少しており、広報・周知活動に課題があると考えています。
	⑤必要性	I 必要性がある II 必要性が薄まっている	2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を受けて、日本でも、2030年に向けて、温室効果ガス排出量を26%削減(2013年度比)を掲げています。地球温暖化などの環境問題に対応するためには、市民、事業者、行政など全ての主体が環境問題を自らの問題ととらえ、行動することが重要であり、そのきっかけづくりとして環境に関心を持つ機会を提供することは、必要性のある取組だと考えています。
	⑥波及効果	I 波及効果がある II 波及効果が弱い	「環境保全ポスター作品コンクール」の特選作品を公用車にラッピングし市内を走行することで、より幅広い年齢層に市が実施している環境保全のための取組をPRすることができたと考えています。また、「さいたまこどもエコ検定」実施後の教員へのアンケートによると、69%が「検定実施後の学校での授業・学習や、児童の行動につながった」と回答しており、一定の波及効果があったと考えています。
⑦努力・工夫	I 努力・工夫をした II 取組が不足している	「さいたまこどもエコ検定」については、市内小学校103校あてに実施依頼文を送付したほか、未実施の14校へ直接訪問して依頼を行いました。また、教育委員会が実施する理科担当教員の研修会やチャレンジスクール運営会議においても周知を行い、さらに学校掲示板へ実施依頼を3回掲示するなどの結果、目標数値を上回ることができたと考えています。	

Action(改善)		
改善の方向性と改善内容	改善の方向性	改善内容
	①成果指標への貢献度 ②組織連携・PPP・協働 ③効率性 ④広報・周知活動等の結果 ⑤必要性 ⑥波及効果 ⑦努力・工夫	②「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」では、担当者会議を開催するとともに、各施設で実施している「環境教育・学習に関する事業・イベント」情報を施設間で共有します。 ④「さいたまこどもエコ検定」と同様、「環境保全標語・ポスター作品コンクール」についても、小中学校へ直接訪問して、応募の依頼を行います。
	②④	改善理由 ②施設単独で実施した取組が多かったため、施設間での連携した取組を進めていく必要があります。 ④「さいたまこどもエコ検定」では、学校への直接訪問が実施児童数の増加につながっていることから、「環境保全標語・ポスター作品コンクール」においても、直接訪問を同様に実施することで、応募者数の増加につながるものと考えています。

施策	地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現
十 目指す 方向性	誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。

成果指標

市民一人当たりの
温室効果ガス排出量

事業	環境教育・学習推進事業
-----------	-------------

	① 現状認識	② 目的・対象・目標指標の設定	③ 取組	④ 成果指標への貢献度
事業の プロフィール	<p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市環境白書作成に伴い実施しているWEBアンケートでは、環境教育・学習に関する施策への関心度が昨年よりやや低下しており、アンケート開始の平成23年を下回って推移している。 ○ 平成30年に環境省が策定した第五次環境基本計画は、持続可能な開発目標(SDGs)や「パリ協定」の採択を踏まえた内容になっており、地球規模の環境問題は我が国においても大きな課題となっている。 ○ 市民、事業者、学校、行政など、すべての主体が連携・協働して、環境教育の推進に取り組んでいくことが重要である。また、より多くの市民が環境への関心を高めるきっかけや、身近な場所で環境学習に取り組むことができる機会を創出し、提供していく必要がある。 	<p>〔目的〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校における環境教育の活性化 ○ 多くの市民が環境学習に取り組める場の提供 <p>〔対象〕</p> <p>市民</p> <p>〔目標指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数 ② さいたまこどもエコ検定実施児童数 	<p>〔具体的な事業内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の中学2年生を対象に標語を、小学5年生を対象にポスターを募集し、「環境保全標語・ポスター作品コンクール」を実施する。また、入賞者表彰式、入賞作品展示会を開催するとともに、入賞作品集を作成する。 ○ 子どもたちの環境への関心を高めるとともに、地域への愛着を深めるきっかけをつくるため、各小学校が環境教育等の状況に併せて活用することができる「さいたまこどもエコ検定」を実施する。 ○ 既存の環境教育資源を有効活用し、多くの市民が環境への関心を持つ機会を提供する「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」のネットワーク拡充を図る。 <p>〔事業の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境保全標語・ポスター作品コンクール」については、標語1,803人、ポスター245人、合計2,048人から応募があった。 ○ 市立小学校全103校へ「さいたまこどもエコ検定」の実施を呼びかけたことで、38校から申込があり、児童5,452人が検定に取り組んだ。 ○ 「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」では、市内20施設がそれぞれの特色を活かした施設見学や学習会、出前講座を実施し、総計69,433人が利用した。 	<p>〔成果指標への貢献度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境保全標語・ポスター作品コンクール」及び「さいたまこどもエコ検定」を実施したことで、市内の児童・生徒に環境へ関心を持つ機会を提供することができ、成果指標である「ライフスタイルの転換につながる行動を積極的に実践している市民」の増加及び「温室効果ガスの排出量」の削減に貢献した。
(観点) →	(現状分析、ニーズ把握)	(事業の方向づけ)	(取組内容、PR、連携・協働、効率化、その他の工夫)	—
問題点				<p>(事業群の回で実施)</p> <p>※個々の事業が成果指標や目指す方向性に向かっているかどうかについては、①～③の枠へ分類</p>
解決策				<p>(事業群の回で実施)</p> <p>※個々の事業が成果指標や目指す方向性に向かっているかどうかについては、①～③の枠へ分類</p>